

令和7年度全国安全週間実施準備指導会

「労働災害の現状及び災害防止対策等について」

郡山労働基準監督署 安全衛生課
地方産業安全専門官 吉田季寿

目次

- 1 電子申請について
- 2 災害発生状況について
- 3 再発防止対策について
- 4 その他

1 電子申請について

電子申請に当たっては、労働安全衛生法関係の届出・申請等関係印刷に係る入力支援サービス

電子申請に当たっては、労働安全衛生法関係の届出・申請等関係印刷に係る入力支援サービス（労働安全衛生法関係の届出・申請等関係印刷に係る入力支援サービス）をご利用ください。

労働者の皆さまへ

労働者が労働安全衛生法関係の届出・申請等関係印刷に係る入力支援サービス（労働安全衛生法関係の届出・申請等関係印刷に係る入力支援サービス）をご利用ください。

電子申請の方法

電子申請の方法は、労働安全衛生法関係の届出・申請等関係印刷に係る入力支援サービス（労働安全衛生法関係の届出・申請等関係印刷に係る入力支援サービス）をご利用ください。

※ **令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。**

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舎内での災害報告

義務化されている届出は、公文書として受領印が押印され返戻されます。

※義務化されていない報告も電子申請は可能ですが、公文書として受領印の押印は無く、手続き完了の通知が届くだけとなっています。

※健康診断関係の報告をする場合、同じ事業場で、同じ健診年月日のみ

※電離健診、除染電離は裏面の添付が必要

※じん肺健康管理実施状況報告は「12月末日」の状況を報告するため、令和7年分は、「令和8年」になってから報告

労働者死傷病報告

③どのような物(機械、化学物質等)または環境に(起因物及び加害物)

④上記②又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか

⑤どのような災害が発生したか(事故の型、傷病の部位、傷病名等)

①具体的な化学物質名や濃度を記載しましょう!
例) 塩酸10%溶液 等

②被災した部分や被災した原因に関する保護具の着用の有無についても記載しましょう!
例) 手袋や保護衣は着用していなかった 等

※化学物質の場合

2メートル以上からの墜落・
2メートル未満からの墜落・
転倒(滑り)
転倒(つまずき)
転倒(踏み外し)
転倒(もつれ等)
その他の転倒

※「負傷した。」ではなく、
傷病の部位や傷病名を記載する。

年 月 日 事業者職氏名 労働基準監督署長殿

受付印

労働者死傷病報告

被一括事業場番号を記入しましょう。
・○(府県番号)が07(福島県)以外の場合
・07でも支店・営業所など複数ある場合

被災者が所属している事業場の所在地を記入しましょう。

被災地の所在地(災害発生場所)を記入しましょう。

記載者の職氏名ではなく
事業者職氏名を記入しましょう。

年 月 日 事業者職氏名 労働基準監督署長殿

受付印

労働者死傷病報告 (1/2)

別表3 (以下のうち、2桁のコードを入力ください。) (1/3)

コード	傷病名の内容
1	負傷
01	骨折
02	切断
03	関節の障害 (捻挫・亜脱臼及び脱臼を含む)
04	打撲傷 (皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む)
05	創傷 (切創、刺傷、刺創及び挫創を含む)
06	外傷性の骨髄損傷
07	頭部外傷症候群 (いわゆる「むちうち症」)
08	火傷 (高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く)
12	感電、溺水、窒息等
2	業務上の負傷起因する疾病
13	頭部又は顔面部の負傷による頭蓋内疾患
14	神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び腱鞘等の疾患
17	胸部又は腹部の負傷による胸腹部臓器の疾患
18	負傷による腰痛
19	負傷による腰痛以外の四肢等の負傷による非感染性疾患
20	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症
21	異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患
23	爆発等による風圧、音響等による耳の疾患
24	業務上の負傷に起因する疾病 (その他)
3	物理的因子による疾病
25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
26	赤外線にさらされる業務による眼疾患又は皮膚疾患
27	レーザー光線にさらされる業務による眼疾患又は皮膚疾患
28	マイクロ波にさらされる業務による眼疾患
29	電磁放射線にさらされる業務による放射線障害
31	密閉室内作業又は潜水作業に係る業務による潜水病又は潜水病
32	気圧の急い・慢性的な変化による業務による高山病又は航空減圧症
33	暑熱な場所における業務による熱中症
34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷
35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷
36	著しい騒音を発する場所における業務による聴覚等の耳の疾患
38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死
39	物理的因子による疾病 (その他)

労働者死傷病報告

労働基準監督署長

9

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

専任：安全管理者や衛生管理者の業務のみ

兼職：安全管理者や衛生管理者の業務以外の業務がある

事業者は、総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項に規定する電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用して、次に掲げる事項を、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)に報告しなければならない。

①選任種別の選択

選任種別 (必須) ※解任の場合はチェックを入れてください。 ☐

1. 総括安全衛生管理者

2. 安全管理者

3. 衛生管理者(4以外の方)

4. 衛生管理者(衛生工学管理担当)

5. 産業医

解任のみの場合の作成

10

様式第3号（第2条、第4条、第5条、第13条関係）（表紙）

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

8 「総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要」の欄は、総括安全衛生管理者又は安全管理者の資格に関する学歴、**職歴**、勤務年数等を記入すること。

支援システムフォーマット

① 平成〇〇年〇月 〇〇大学〇学部〇学科卒業
 ② 平成〇〇年〇月 〇〇入社
 ③ 平成〇〇年〇月 〇〇研修修了
 ④ 産業安全の実務経験 5年0ヶ月

④注意事項
 ◆ご確認ください！
 安全管理者の選任要件を満たしていない報告書は、労働基準監督署で受理されません。
 ※安全管理者として選任できるのは1または2のいずれかに該当する者です。
 1. 以下の(1)～(6)のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修（安全管理者選任時研修）を修了したもの
 (1) 学校教育法による大学、高等専門学校における理系系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
 (2) 学校教育法による大学、高等専門学校において理系系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
 (3) 学校教育法による大学、高等専門学校において理系系統の正規の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者で、その後5年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
 (4) 学校教育法による高等学校、中等教育学校において理系系統の学科以外の正規の学科を修めて卒業した者で、その後5年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
 (5) 7年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
 (6) その他（職業訓練課程修了者関係）
 2. 労働安全コンサルタント
 ※安全管理者は事業場に専属の者から選任しなければなりません。2人以上の安全管理者を選任する場合で、安全管理者のなかに労働安全コンサルタントが選任されている場合には、労働安全コンサルタントのうちの1人については専属でなくても差し支えありません。

- ① 平成〇〇年〇月 〇〇大学〇学部〇学科卒業
 ② 平成〇〇年〇月 〇〇入社
 ③ 平成〇〇年〇月 〇〇研修修了
 ④ 産業安全の実務経験 5年0ヶ月

- ①は、産業安全の実務経験が何年必要かを確認するために必要な情報
 ②は、安衛則第4条第2号の「その事業場に専属の者を選任すること。」を証明するために必要な情報
 ③は、安衛則第5条第1号の「安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了したもの」を証明するために必要な情報
 ④は「産業安全の実務に従事した経験」を証明するために必要な情報であり、この記載内容だけでは、産業安全の実務に従事したか判断出来ないため、職歴を追記すること。

2 災害発生状況について

令和7年労働災害発生状況
(1月1日から4月末日の間の報告件数)【コロナ感染症を除く】
郡山労働基準監督署

業種別	年別	令和7年		令和6年		対前年比	
		死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率
全産業	計	0	158	0	146	12	8.2%
01 製造業	計	0	36	0	34	2	5.9%
食料品製造業		0	12	0	13	-1	-7.7%
繊維工業		0	0	0	0	0	±0.0%
繊維製品製造業		0	1	0	0	1	+∞%
木材・木製品製造業		0	0	0	0	0	±0.0%
家具・装備品製造業		0	0	0	1	-1	-100.0%
パルプ・紙・加工品製造業		0	1	0	0	1	+∞%
印刷製本業		0	0	0	0	0	±0.0%
化学工業		0	0	0	3	-3	-100.0%
窯業・土石製品製造業		0	2	0	2	0	0.0%
鉄鋼業		0	0	0	0	0	±0.0%
非鉄金属製造業		0	1	0	0	1	+∞%
金属製品製造業		0	9	0	3	6	200.0%
一般機械器具製造業		0	3	0	2	1	50.0%
電気機械器具製造業		0	1	0	3	-2	-66.7%
輸送用機械器具製造業		0	3	0	6	-3	-50.0%
電気・ガス・水道業		0	0	0	0	0	±0.0%
その他の製造業		0	3	0	1	2	200.0%
02 建設業	計	0	23	0	19	4	21.1%
土木工事業		0	8	0	2	6	300.0%
建築工事業		0	11	0	12	-1	-8.3%
その他の建設業		0	3	0	2	1	50.0%
04 運輸交通業	計	0	19	0	31	-12	-38.7%
鉄道・軌道・水運・航空業		0	0	0	1	-1	-100.0%
道路旅客運送業		0	0	0	2	-2	-100.0%
道路貨物運送業		0	19	0	27	-8	-29.6%
上記以外の運輸交通業		0	0	0	1	-1	-100.0%
05 情報通信業	計	0	2	0	4	-2	-50.0%
情報処理業		0	2	0	1	1	100.0%
06 商業・サービス業	計	0	3	0	2	1	50.0%
上記以外の第三次産業		0	73	0	58	15	25.9%
08 娯楽業	計	0	36	0	21	15	71.4%
娯楽サービス業		0	2	0	2	0	±∞%
09 医療・介護業	計	0	0	0	0	0	±0.0%
11 教育・研究業	計	0	3	0	0	3	+∞%
12 教育・研究業		0	2	0	1	1	100.0%
13 健康福祉サービス業		0	11	0	11	0	0.0%
14 健康福祉サービス業		0	10	0	7	3	42.9%
15 運輸・交通業	計	0	4	0	13	-9	-69.2%
16 公共サービス業	計	0	0	0	0	0	±0.0%
17 その他のサービス業	計	0	5	0	5	0	0.0%
上記のうち下記の作業・工事(事故の種別)		死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率
全産業のうち「転倒」災害		0	66	0	41	25	61.0%
全産業のうち「交通手段(運送)」災害		0	12	0	9	3	33.3%

令和7年労働災害発生状況
(1月1日から4月末日の間の報告件数)【コロナ感染症を除く】
郡山労働基準監督署

業種別	年別	令和7年		令和6年		対前年比	
		死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率
全産業	計	0	158	0	146	12	8.2%
01 製造業	計	0	36	0	34	2	5.9%
食料品製造業		0	12	0	13	-1	-7.7%
繊維工業		0	0	0	0	0	±0.0%
繊維製品製造業		0	1	0	0	1	+∞%
木材・木製品製造業		0	0	0	0	0	±0.0%
家具・装備品製造業		0	0	0	1	-1	-100.0%
パルプ・紙・加工品製造業		0	1	0	0	1	+∞%
印刷製本業		0	0	0	0	0	±0.0%
化学工業		0	0	0	3	-3	-100.0%
窯業・土石製品製造業		0	2	0	2	0	0.0%
鉄鋼業		0	0	0	0	0	±0.0%
非鉄金属製造業		0	1	0	0	1	+∞%
金属製品製造業		0	9	0	3	6	200.0%
一般機械器具製造業		0	3	0	2	1	50.0%
電気機械器具製造業		0	1	0	3	-2	-66.7%
輸送用機械器具製造業		0	3	0	6	-3	-50.0%
電気・ガス・水道業		0	0	0	0	0	±0.0%
その他の製造業		0	3	0	1	2	200.0%

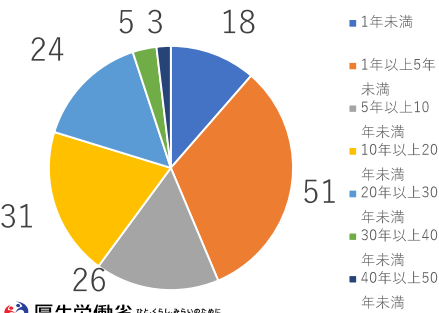
全産業で増加傾向

事故の型別労働災害発生状況

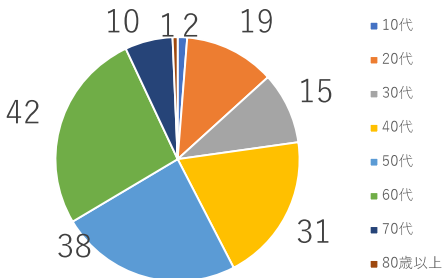
墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ、巻き込まれ	切れ・こすれ	高温・低温の物との接触	有害物等との接触	交通事故(道路)	動作の反動・無理な動作
27	66	4	3	3	1	15	9	3	1	12	14
17.1%	41.8%	2.5%	1.9%	1.9%	0.6%	9.5%	5.7%	1.9%	0.6%	7.6%	8.9%

2m以上	2m未満	滑り	つまづき	踏み外し	もつれ等	その他の転倒
4	23	33	22	3	2	6

経験年数別労働災害発生状況



年代別労働災害発生状況



厚生労働省 ひとくらし・みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

02 鉱業小計	0	1	0	0	1	+∞%
03 建設業小計	0	22	0	16	6	37.5%
土木工事業	0	8	0	2	6	300.0%
建築工事業	0	11	0	12	-1	-8.3%
その他の建設業	0	3	0	2	1	50.0%
04 運輸交通業小計	0	19	0	31	-12	-38.7%
鉄道・軌道・水運・航空業	0	0	0	1	-1	100.0%
道路旅客運送業	0	0	0	2	-2	-100.0%
道路貨物運送業	0	19	0	27	-8	-29.6%
上記以外の運輸交通業	0	0	0	1	-1	-100.0%
05 貨物取扱業	0	2	0	4	-2	-50.0%
06 農林業	0	2	0	1	1	100.0%
07 畜産・水産業	0	3	0	2	1	50.0%
上記以外の第三次産業小計	0	73	0	58	15	23.9%
08 商業	0	36	0	21	15	71.4%
09 金融・保険業	0	2	0	0	2	+∞%
10 映画・演劇業	0	0	0	0	0	±0.0%
11 通信業	0	3	0	0	3	+∞%
12 教育・研究業	0	2	0	1	1	100.0%
13 保健衛生業	0	11	0	11	0	0.0%
14 接客・娯楽業	0	10	0	7	3	42.9%
15 清掃・と畜業	0	4	0	13	-9	-69.2%
16 官公署	0	0	0	0	0	±0.0%
17 その他の事業	0	5	0	5	0	0.0%

商業の災害発生は
61.1%が規模50人未満
69.4%が50代以上
63.9%が転倒災害
男女差は特になし

10人未満	10人以上30人未満	30人以上50人未満
7	12	3
19.4%	33.3%	8.3%

50代	60代	70代
12	9	4
33.3%	25.0%	11.1%

転倒
23
63.9%

男性	女性
19	17

厚生労働省 ひとくらし・みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

機械等への挟まれ・巻き込まれ災害が増加傾向に

動力機械：8件
コンベア：2件
トラック：3件
移動式クレーンの：1件
鉄板：1件

はさまれ、巻き込まれ

15

9.5%

動力機械への巻き込まれは、機械等に異常が発生し、調整・掃除等を機械を停止せずにに行い巻き込まれている。

コンベアへの巻き込まれは、駆動部のカバーがなく巻き込まれたり、落とし物を拾おうと手を出して巻こまれている。

トラックや移動式クレーンが逸走してひかれる、トラックのあおりや鉄板に指が挟まれている。

(掃除等の場合の運転停止等)

第107条 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

(運転位置から離れる場合の措置)

第151条の11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。

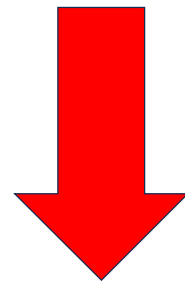
一 フォーク、ショベル等の荷役装置(テールゲートリフターを除く。)を最低降下位置に置くこと。

二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

3 再発防止対策について

[illegible][illegible]

災害が発生したら



何故、災害が発生したのか原因を究明しましょう！

3. 再発防止対策（災害防止を検討してください）

3. 1 作業自体の見直し

3. 2 機械・設備の改善（発生原因に記載した項目ごとに対策を検討してください。）

3. 3 作業方法の改善（発生原因に記載した項目ごとに対策を検討してください。）

3. 4 安全衛生管理の改善（発生原因に記載した項目ごとに対策を検討してください。）

原因が判明したら
対策を講じましょ
う！

対策を講じたら、
講じた対策で問題
が生じてないか確
認しましょう！ 21

4. 再発防止対策の持続性についての検討
再発防止対策の持続性（運用面コスト（費用、労力、時間）の負担許容範囲内であるか、作業者が自発的に取り組むことができる内容であるか検討し、その結果を記載してください。）

5. 労働災害防止対策の水平展開（再発防止対策を講じる際に把握した事業場内の他の機械・設備や作業でのリスクに対して講じた労働災害防止対策について記載してください。）

労働災害防止対策の水平展開を行った機械・設備又は作業	労働災害防止対策の水平展開を行った機械・設備又は作業が有していたリスク	労働災害防止対策の水平展開の具体的内容

対策に問題が生じていない場合は、他に同種機械、作業等がないか確認し、水平展開しましょう！

講じた対策については、関係労働者に周知、教育を行いましょ！

今までは、災害が発生してから対策を行ってきたが・・・

厚生労働省 ひとくらしみらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

22

これからは、災害が発生する前に対策を
そのために、リスクアセスメントを導入



リスクアセスメントとは、職場の潜在的な危険性・有害性を見つけ出し、これを除去、低減して、労働災害を未然に防ぐための手法です。労働安全衛生法の改正により、平成18年4月1日以降、リスクアセスメントの実施が事業者の努力義務になりました。

労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて

平成28年6月1日、労働安全衛生法が改正され、[SDS交付義務の対象となる物質](#)について事業場におけるリスクアセスメントが義務付けられました。

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

労働災害低減のため、義務付けられている対象物質のみならず、対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。

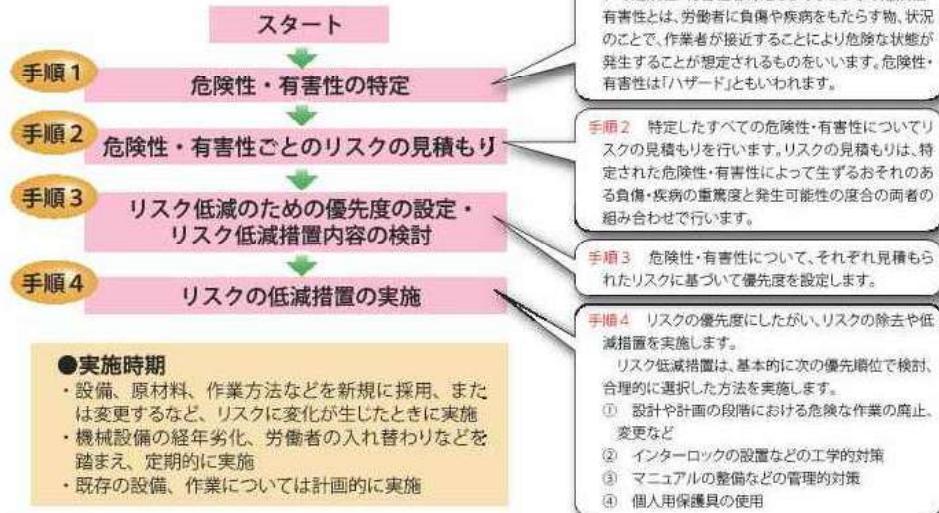
1 なぜリスクアセスメントが必要か

- ① 従来の労働災害防止対策は、発生した労働災害の原因を調査し、類似災害の再発防止対策を確立し、各職場に徹底していくという手法が基本でした。しかし、災害が発生していない職場でも作業の潜在的な危険性や有害性は存在しており、これが放置されると、いつかは労働災害が発生する可能性（リスク）があります。
- ② 技術の進展等により、多種多様な機械設備や化学物質が生産現場で用いられるようになり、その危険性や有害性が多様化してきました。

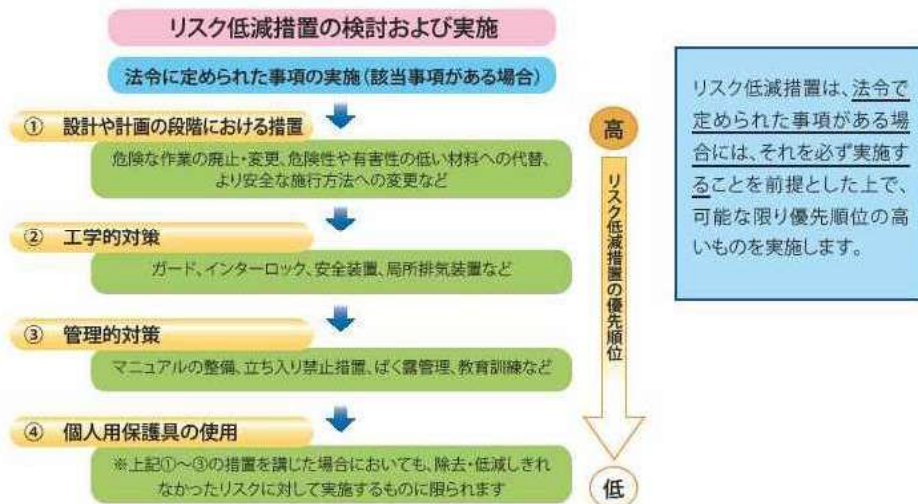


これからの労働災害防止対策は、自主的に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に適確な安全衛生対策を講ずることが不可欠であり、これに応えるものが職場のリスクアセスメントです。

2 リスクアセスメントの基本的な手順



4 リスクの低減措置の優先順位



5 リスクアセスメント導入による効果

①職場のリスクが明確になります

職場の潜在的な危険性・有害性が明らかになり、危険の芽(リスク)を事前に摘むことができます。

②リスクに対する認識を共有できます

リスクアセスメントは現場の作業者の参加を得て、管理監督者とともに進めるため、職場全体の安全衛生のリスクに対する共通の認識を持つことができるようになります。

③安全対策の合理的な優先順位が決定できます

リスクアセスメントの結果を踏まえ、事業者はすべてのリスクを低減させる必要がありますが、リスクの見積もり結果などによりその優先順位を決めることができます。

④残ったリスクに対して「守るべき決めごと」の理由が明確になります

技術的、時間的、経済的にすぐに適切なリスク低減措置ができない場合、暫定的なルールを定めた上で、対応を作業者の注意に委ねることになります。この場合、リスクアセスメントに作業者が参加していると、なぜ、注意して作業しなければならないかの理由が理解されているため、守るべきルールが守られるようになります。

⑤職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります

リスクアセスメントを職場全体で行うため、他の作業者が感じた危険についても情報が得られ、業務経験が浅い作業者也職場に潜んでいる危険性・有害性を理解することができるようになります。

まずは、危険な箇所を見つけましょう

ヒヤリハットや危険予知活動から危険箇所を見つけましょう。



定常作業の中から危険箇所を見つけましょう。



非定常作業の中から危険箇所を見つけましょう。

出来ること、出来るところから始めよう

使用している化学物質を把握

まずは、安全データシート（SDS）を入手しましょう

安衛法(法令等の周知)

第101条 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の[厚生労働省令](#)で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

（中略）
4 事業者は、[第五十七条の二第一項](#)又は[第二項](#)の規定により通知された事項を、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることその他の[厚生労働省令](#)で定める方法により、当該物を取り扱う労働者に周知させなければならない。

安衛則(法令等の周知の方法等)

第98条の2 [法第百一条第一項](#)及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の厚生労働省令で定める方法は、[第二十三条第三項各号](#)に掲げる方法とする。

- （中略）
3 [法第百一条第四項](#)の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
 一 通知された事項に係る物を取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
 二 書面を、通知された事項に係る物を取り扱う労働者に交付すること。
 三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、通知された事項に係る物を取り扱う各作業場に当該物を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

厚生労働省 ひとくらし・みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

HOME お問合せ サイトマップ 検索

労働災害統計 労働災害事例 各種教材・ツール 化学物質

ホーム > 化学物質

＝ 化学物質 ＝

化学物質のリスクアセスメント実施支援

目次

労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて 詳しくはこちら	リスクアセスメント支援ツール 詳しくはこちら
リスクアセスメント実施・低減対策検討の支援 詳しくはこちら	関連ページ 詳しくはこちら

労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて

平成28年6月1日、労働安全衛生法が改正され、SDS交付義務の対象となる物質（※平成30年3月1日時点で673物質）について事業場におけるリスクアセスメントが義務付けられました。

リスクアセスメント対象物質を取扱っている場合は、
化学物質管理者を選任し、氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知が必要



化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、
保護具着用管理責任者を選任し、氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知が必要

4 その他

エイジフレンドリーガイドライン

エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。体力に自信がない人や仕事に慣れない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。



厚生労働省 ひとくらしをのりかため Ministry of Health, Labour and Welfare

エイジフレンドリーガイドライン

中小企業事業者の皆さまへ

令和7年度「2025年度版」

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

■ 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家に係る指導を受けるための経費の一部を補助します。

■ 高齢労働者の雇用状況や対策、取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

（注）予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けも申請受付も終了することがあります。

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
I 総合対策コース	労働安全衛生法の関係によるリスクアセスメントに関する経費 リスクアセスメント結果を踏まえた、関係機関の協力による労働災害防止対策に関する経費（関係機関の導入、工事の施工等）	中小企業事業者（詳しくはホームページ） 1年以上事業を実施していること 労務管理、労務の労務管理の改善の計画（労働安全衛生法）が策定されていること 高齢労働者の雇用状況や対策を行う作業に携わっていること
II 職場環境改善コース	高齢労働者の身体機能の低下を補う設備、装置の導入、その他の労働災害防止対策に関する経費（関係機関の導入、工事の施工等）	同上
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース	労働安全衛生法の関係によるリスクアセスメントに関する経費（関係機関の導入、工事の施工等） 労働者の健康増進のための運動指導に関する経費（関係機関の導入、工事の施工等）	同上
IV コラボコース	事業所内での労働安全衛生法に基づく労働安全衛生の改善に関する経費（関係機関の導入、工事の施工等）	同上

【注意事項】

- 補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合は、同様の対策への実施は受けられません。
- 補助コース外での申請はできません。
- コースごとに申請額を定めています。
- その他、交付申請や実施報告、支払請求の注意事項は2ページ～6ページや、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

この補助金は、（一財）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサリタス」という。）が補助金の募集事業を（協賛事業）として、中小企業事業者からの申請を受けて事業を行ない、補助金の交付と支払を実施します。

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務局」
（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイビル5階
エイジフレンドリー補助金事務局

交付申請書は「申請書」欄へ、支払申請書は「支払申請書」欄へ送付してください。

申請書は審査された後送付してください。（メールでの送付はできません）
詳細は「申請書」欄の「お問い合わせ」欄をご覧ください。

お問い合わせ先	申請担当	支払担当
電話：03（6381）7507 FAX：03（6809）4086	電話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086	電話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086

受付時間
平日 10:00～12:00 / 13:00～16:00
（土日祝祭日、年末12月31日～1月3日、2月29日～3月3日（年末年始）を除く）

参考：エイジフレンドリーガイドライン
（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

ポイント

- 安全衛生管理体制の確立
- 職場環境の改善
- 高齢労働者の健康と体力の状況の把握
- 高齢労働者の健康と体力に応じた対応
- 安全衛生教育

「エイジフレンドリーガイドライン」は、労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生の確保を図るためのガイドラインです。労働安全衛生の確保は、労働者の安全と健康を確保するための重要な取り組みです。

参考：補助金ツール
「エイジフレンドリー100」チェックリスト

厚生労働省 ひとくらしをのりかため Ministry of Health, Labour and Welfare

10名以上50名未満に事業場においては、

安全衛生推進者

一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業

二 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、 通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

衛生推進者

三 その他の業種

◎小売業、社会福祉施設、飲食業などは安全推進者も選任

(安全管理者又は安全衛生推進者等の選任が義務づけられていない、常時10人以上の労働者を使用する小売業や社会福祉施設、飲食店等の事業場に配置され、安全管理を行う者を「安全推進者」といいます)

の選任が必要で、選任したときは、氏名を作業場の見やすい箇所に掲示等して関係労働者に周知

事業場内に入出入りするトラック運転手について

- 1 保護帽は着用しているか
- 2 テールゲートリフターの特別教育は受講しているか
- 3 高さ1.5mを超えた箇所で作業するために昇降設備を使用しているか
- 4 フォークリフトや天井クレーン等を貸し出す場合に、有資格者に貸し出しているか(資格証の携帯を含む)
- 5 積み降ろしの際、運転席で待機など打ち合わせは行っているか

